

中国における均等の判断
～技術的手段が逆の場合は均等の主張は認められない～
中国特許判例紹介(61)

2016年11月7日
執筆者 弁理士 河野 英仁

北京市捷瑞スプリングダンパー技術研究センター
再審申請人（一審原告、二審上诉人）

北京金自天和緩衝技術有限公司
被申請人（一審被告、二審被上诉人）

1. 概要

中国においても技術的範囲の解釈において、均等論を主張することができる。均等論の適用条件については司法解釈[2001]第21号第17条に以下の通り規定されている。

第17条

均等な特徴とは、記載された技術的特徴と基本的に同一の手段により、基本的に同一の機能を実現し、基本的に同一の効果をもたらす、且つ当該領域の普通の技術者が創造的な労働を経なくても連想できる特徴を指す。

本事件では請求項に記載された発明の技術的手段が、被疑侵害製品とは逆の構成であることから、最高人民法院は均等論の主張を認めず、特許権非侵害とする判決を下した¹。

2. 背景

(1)特許の内容

北京市捷瑞スプリングダンパー技術研究センター(原告)は、「高速進入低速出力タイプの弾性減衰体緩衝器」と称する実用新型特許権を所有している。特許番号はCN2526588である(以下、588特許という)。588特許は2001年12月28日に出願され、2002年12月18日に登録された。

問題となった請求項1は以下のとおりである。

1. 高速進入低速出力タイプの弾性減衰体緩衝器において、
主にスリーブ座(1)、アンビルヘッド(2)、ピストン(3)、弾性減衰体(4)及び密封装置(5)

¹ 最高人民法院 2013年11月18日判決 (2013)民申字第1146号

により構成されており、

アンビルヘッド(2)のキャビティ(22)中に弾性減衰体(4)を挿入してあり、

ピストン(3)とピストン棒(31)相接続し、アンビルヘッド(2)のキャビティ(22)中に挿入し、

シリンダーヘッド(21)とアンビルヘッド(2)を接続して一体としてあり、

ピストン(3)の円周部位に沿って一方向限流装置(32)を設置し、圧縮行程時に一方向限流装置(32)は開き、回復行程時に一方向限流装置(32)は閉じ、ピストン(3)の外径とキャビティ(22)との間に間隙があることを特徴とする。

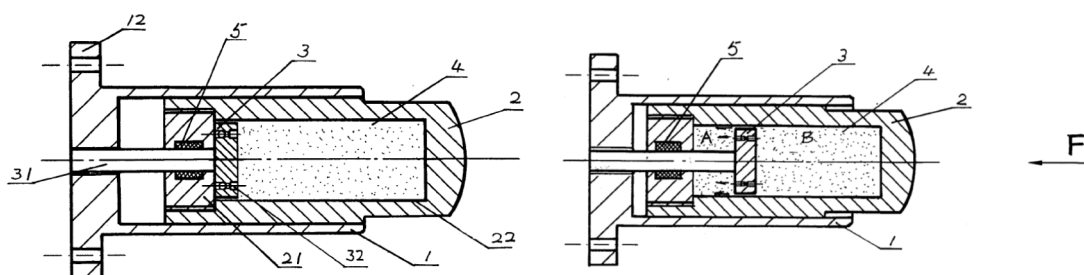


図 1

図 2

(2) 訴訟の経緯

原告は、北京金自天和緩衝技術有限公司(被告)が製造販売する型番 JTH0903-1234 の緩衝器(被疑侵害製品)が、588 特許請求項 1 を均等論上侵害するとして提訴した。

3. 最高人民法院での争点

争点: 技術的手段が逆の場合に均等論を主張することができるか否か

4. 最高人民法院の判断

争点: 技術的手段が逆であり、均等論の主張は認められない。

請求項 1 に記載された一方向限流装置(32)は、圧縮行程時に開き、回復行程時に閉じる構成となっている。これに対し、被疑侵害製品は一方向限流装置を反対方向に取り付けている点で相違する。その結果被疑侵害製品の一方向限流装置は、圧縮行程時に閉じ、回復行程時に開くこととなる。

最高人民法院では逆向きに取り付けた一方向限流装置を有する被疑侵害製品が、均等論上、588 特許の技術的範囲に属するか否かが争点となった。

対象特許明細書には以下の通り記載されている。

“本实用新型の目的は緩衝器が荷重を受けた後に、速やかに大部分の衝突エネルギーを吸収でき、有効的に設備を保護し、その後ゆっくり安定的に回復し、跳ね返ることなく設備を保護し、有効に騒音を低下することができる高速進入低速出力弾性減衰体緩衝器を提供することにある。”

“上述の目的を実現するために、本实用新型は、以下の技術方案を通じて実現したものである。……ピストン (3) の円周部位に沿って一方向限流装置 (32) を設置し、圧縮行程時に一方向限流装置 (32) は開き、回復行程時に一方向限流装置 (32) は閉じる”。

“上述の技術方案を採用したので本实用新型は以下の有利な点及び効果を有する……2、本实用新型は比較的大きな衝撃荷重を受けることができ、アンビルヘッドは高速進入、低速出力し、荷重がなくなったのちに自動で回復し、回復バネ装置を増設する必要がなく、有効的に設備を保護し騒音を低減することができる。”

特許明細書の記載から見れば、対象特許の発明の目的は、高速進入低速出力タイプの弾性減衰体緩衝器を提供することにある。この発明の目的を実現すべく、対象特許は一方向限流装置上、圧縮行程時に開き、回復行程時に閉じる取り付け方式を採用し、アンビルヘッドの高速進入低速出力という効果を達成するものである。

これに対し、対象特許請求項 1 は、一方向限流装置の取り付け方式に明確な限定を行っている。一方、本案被疑侵害製品は、一方向限流装置上採用したのは圧縮行程時に閉じ、回復行程時に開く取り付け方式であり、実現したのはアンビルヘッドの低速進入高速出力という効果である。

以上の理由により、最高人民法院は、被疑侵害製品は一方向限流装置の取り付け方式上、対象特許請求項 1 が限定する取り付け方式と同一でもなく、また均等でもなく、対象特許権の保護範囲に属しないと判断した。

5. 結論

最高人民法院は、均等侵害が成立しないとした北京市高級人民法院判決²を支持する判決をなした。

² 北京市高級人民法院判決 2011 年 9 月 28 日 (2010) 高民終字第 1867 号

6. コメント

中国における均等は、米国と同じく実質的に同一の手段、機能、効果を有していることが条件とされ、これらの3つの条件に加えて当業者が容易に想到することができることが4つ目の条件として課されている。日本のように本質的要件は課されておらず、中国では均等侵害が認められることが多い。さらに、实用新型特許の場合、無審査で登録されるため、審査経過に基づく禁反言により均等の主張が妨げられる可能性は低い。

しかしながら、本事件のように請求項に係る発明と被疑侵害製品の構成が全く逆であり、また逆の効果を奏する場合には、均等論の主張は認められない。

以上